

令和元年第4回永平寺町議会定例会議事日程

(17日目)

令和元年12月18日(水)

午前10時00分 開 議

1 議事日程

- 第 1 議案第55号 令和元年度永平寺町一般会計補正予算について
- 第 2 議案第56号 令和元年度永平寺町国民健康保険事業特別会計補正予算について
- 第 3 議案第57号 令和元年度永平寺町後期高齢者医療特別会計補正予算について
- 第 4 議案第58号 令和元年度永平寺町介護保険特別会計補正予算について
- 第 5 議案第59号 令和元年度永平寺町下水道事業特別会計補正予算について
- 第 6 議案第60号 令和元年度永平寺町農業集落排水事業特別会計補正予算について
- 第 7 議案第61号 永平寺町一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について
- 第 8 議案第62号 永平寺町附属機関設置条例の制定について
- 第 9 議案第63号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
- 第10 請願第 1号 全国知事会の「米軍基地負担に関する提言」の実行を求める意見書提出に関する請願
- 第11 閉会中の継続調査の申出

2 会議に付した事件

議事日程のとおり

3 出席議員(14名)

- 1番 松川正樹君
- 2番 上田誠君
- 3番 中村勘太郎君

- 4番 金元直栄君
 5番 滝波登喜男君
 6番 齋藤則男君
 7番 奥野正司君
 8番 伊藤博夫君
 9番 長岡千恵子君
 10番 川崎直文君
 11番 酒井和美君
 12番 酒井秀和君
 13番 朝井征一郎君
 14番 江守勲君

4 欠席議員（0名）

5 永平寺町議会に説明のため出席した者の職氏名

- | | | |
|--------|----|--------|
| 町 | 長 | 河合永充君 |
| 副町 | 長 | 山口真君 |
| 教育 | 長 | 室秀典君 |
| 消防 | 長 | 朝日光彦君 |
| 総務課 | 長 | 平林竜一君 |
| 財政課 | 長 | 川上昇司君 |
| 総合政策課 | 参事 | 永田敦夫君 |
| 会計課 | 長 | 酒井宏明君 |
| 税務課 | 長 | 清水昭博君 |
| 住民生活課 | 長 | 佐々木利夫君 |
| 福祉保健課 | 長 | 木村勇樹君 |
| 子育て支援課 | 長 | 吉川貞夫君 |
| 農林課 | 長 | 野崎俊也君 |
| 商工観光課 | 長 | 森近秀之君 |
| 建設課 | 長 | 家根孝二君 |
| 上下水道課 | 長 | 原武史君 |
| 上志比支所 | 長 | 山田孝明君 |

学 校 教 育 課 長 多 田 和 憲 君
生 涯 学 習 課 長 清 水 和 仁 君

6 会議のために出席した事務局職員

議 会 事 務 局 長 坂 下 和 夫 君
書 記 坂ノ上 恵 美 君

～．～．～．～．～．～．～．～．～．～．～．～．～

午前10時05分 開議

～開 会 宣 告～

○議長（江守 勲君） 各議員におかれましては、お忙しいところご参集いただき、ここに17日目の議事が開会できますこと、心から厚くお礼申し上げます。

本日の会議事件の説明者として、町長、副町長、教育長並びに各課長の出席を求めてあります。

ただいまの出席議員は14名で定足数に達しております。これより本日の会議を開きます。

本日の日程ですが、お手元に配付の議事日程表により議事を進めてまいります。ご協力のほどよろしく申し上げます。

なお、質疑につきましては、会議規則第55条の規定を遵守していただきますよう、よろしく申し上げます。

まず初めに、昨日の予算審議のときに、滝波議員より質問がありました。その回答を総合政策課、永田参事より発言を求められておりますので、これを許可いたします。

総合政策課、永田参事。

○総合政策課参事（永田敦夫君） 永平寺町住まいる定住応援事業の助成状況につきまして、改めてご説明いたします。

永平寺町住まいる定住応援事業の助成済み件数でございますが、9月末時点で23件となっております。

全員協議会の場では33件とご説明いたしましたが、これは10月以降、補助申請したいと相談を受けている件数10件を含めたものでございまして、助成件数といたしましては現時点で23件となっております。大変申しわけございませんでした。

その23件の内訳でございますが、新築の住宅取得が21件、中古の住宅取得が2件となっております。また、23件のうち、転入は12件、転居は11件になってございます。

転入12件は、福井市からの転入が8件、勝山市からの転入が2件、南越前町からの転入が1件、宮城県からの転入が1件となっております。

以上でございます。

○議長（江守 勲君） それでは、議事に入ります。

- ～日程第1 議案第55号 令和元年度永平寺町一般会計補正予算について～
- ～日程第2 議案第56号 令和元年度永平寺町国民健康保険事業特別会計補正予算について～
- ～日程第3 議案第57号 令和元年度永平寺町後期高齢者医療特別会計補正予算について～
- ～日程第4 議案第58号 令和元年度永平寺町介護保険特別会計補正予算について～
- ～日程第5 議案第59号 令和元年度永平寺町下水道事業特別会計補正予算について～
- ～日程第6 議案第60号 令和元年度永平寺町農業集落排水事業特別会計補正予算について～

○議長（江守 勲君） 日程第1、議案第55号、令和元年度永平寺町一般会計補正予算についてから日程第6、議案第60号、令和元年度永平寺町農業集落排水事業特別会計補正予算についてまでの6件を一括議題とします。

第3審議を行います。

自由討議、討論を行い、1件ずつ採決します。

議案第55号、令和元年度永平寺町一般会計補正予算について、自由討議の提案ありますか。

ないようですから、討論に入ります。

討論ありませんか。

討論なしと認めます。

これより、議案第55号、令和元年度永平寺町一般会計補正予算についてを採決します。

お諮りします。

本件は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（江守 勲君） 異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、議案第56号、令和元年度永平寺町国民健康保険事業特別会計補正予算について、自由討議の提案ありますか。

ないようですから、討論に入ります。

討論ありませんか。

討論なしと認めます。

これより、議案第56号、令和元年度永平寺町国民健康保険事業特別会計補正予算について採決します。

お諮りします。

本件は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(江守 勲君) 異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、議案第57号、令和元年度永平寺町後期高齢者医療特別会計補正予算について、自由討議の提案ありますか。

ないようですから、討論に入ります。

討論ありませんか。

討論なしと認めます。

これより、議案第57号、令和元年度永平寺町後期高齢者医療特別会計補正予算について採決します。

お諮りします。

本件は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(江守 勲君) 異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、議案第58号、令和元年度永平寺町介護保険特別会計補正予算について、自由討議の提案ありますか。

ないようですから、討論に入ります。

討論ありませんか。

討論なしと認めます。

これより、議案第58号、令和元年度永平寺町後期高齢者医療特別会計補正予算について採決します。

お諮りします。

失礼いたしました。暫時休憩いたします。

(午前10時05分 休憩)

(午前10時07分 再開)

○議長（江守 勲君） 休憩前に引き続き再開いたします。

大変失礼いたしました。

次に、議案第58号、令和元年度永平寺町介護保険特別会計補正予算について、自由討議の提案ありますか。

ないようですので、討論に入ります。

討論ありませんか。

討論なしと認めます。

これより、議案第58号、令和元年度永平寺町介護保険特別会計補正予算について採決します。

お諮りします。

本件は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（江守 勲君） 異議なしと認めます。

したがって、本件については原案のとおり可決されました。

次に、議案第59号、令和元年度永平寺町下水道事業特別会計補正予算について、自由討議の提案ありますか。

ないようですから、討論に入ります。

討論ありませんか。

討論なしと認めます。

これより、議案第59号、令和元年度永平寺町下水道事業別会計補正予算について採決します。

お諮りします。

本件は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（江守 勲君） 異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、議案第60号、令和元年度永平寺町農業集落排水事業特別会計補正予算について、自由討議の提案ありますか。

ないようですから、討論に入ります。

討論ありませんか。

討論なしと認めます。

これより、議案第60号、令和元年度永平寺町農業集落排水事業特別会計補正

予算について採決します。

お諮りします。

本件は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(江守 勲君) 異議なしと認めます。

したがって、本件については原案のとおり可決されました。

～日程第7 議案第61号 永平寺町一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について～

○議長(江守 勲君) 次に、日程第7、議案第61号、永平寺町一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定についての件を議題とします。

これより第3審議を行います。

自由討議、討論を行い、採決します。

議案第61号について、自由討議の提案ありますか。

ないようですので、討論に入ります。

討論ありませんか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○議長(江守 勲君) 討論があります。

討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

2番、上田君。

○2番(上田 誠君) 私、61号につきまして、反対の立場をとらせていただきますので、その討論を行いたいと思います。

この61号、これは人事院勧告で職員の給与を改定するものであり、その内容については何ら反対するものでもなく進めていくべきだと思っています。

ただ、ここの5条ですね。5条に関しましては、後の63号にも関係するわけですが、永平寺町の会計年度任用職員の給与体系であります。この給与体系を見ますと、例えば61号の号給は、級体系は一つしかなくて、号が41号まであります。この41号までの給与体系を見ますと、それぞれのフルタイムの任用職員の号であります。

これと同じような職務内容、当然63号で職務内容のところちょっと触れていますが、その中で見ると、この40号にいたっても何ら、これで見ますと5万円も上がらない、4万何ぼの号給体系になっています。これは、フルタイムの会

計年度任用職員の給与と、それから常勤の一般職の給与との体系が余りにも違い過ぎるということから、私はこの表はおかしいんじゃないか。もうちょっと考えるべきじゃないかということ。当然、会計任用制度そのものに対しても反対していますので、この第5条についてが納得がいかないの、今回は反対の立場をとらせていただきます。

○議長（江守 勲君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

ありませんか。

5番、滝波君。

○5番（滝波登喜男君） 今回の給与改定、人事院勧告に伴う改定とともに、今まで非常勤職員と言われていた職員が会計年度任用職員ということで職場の給与体系を確立を、環境を高め、できるだけ働きやすく、そして働く意欲のある方に行政事務の一端を担っていただくという趣旨で改正されております。

なかなか人材確保という難しい現在で、少しでも環境を整備したということでは一歩前進かなというところでもありますので、ぜひお認めをいただき、また行政サービスの向上に努めていただきたいと思いますと思っております。

○議長（江守 勲君） 次に、原案に反対者の発言を許します。

4番、金元君。

○4番（金元直栄君） この改定が人事院勧告に基づくもの、その内容について反対するものじゃないんですが、説明の中で、任用職員の問題で保育士とか看護師の採用に当たってこれを適用したいという話がありました。僕はここには大きな運用上の問題があると思っております。

これまでも機会あるごとに言ってきたつもりではいるんですが、専門性のある職種をこうして扱うというのは僕は問題だと思っております。特に専門職に対する敬意がない。ここを、例えば看護師とか保育士なんかも、これは調理師もそうです。例えば調理師なんかは今でも単純労務職に置く、そういう差別的なやり方がされていますから、ここはやっぱりこういう機会にきちっと見直すということも僕は必要ではないか。

それから、説明の中で、繰り返し言いますけれども、保育士とか看護師をこういう職種で採用したいということについては、根本的にやっぱり考えていかない問題がある。これは言葉は悪いですけども、やっぱり一般職からそういう専門職への見方の一つのあらわれになっていないか。職場にやはり差別があるというのはこういうことであらわれているというのも言えるんじゃないか。

そういう意味では、きちっとやっぱり正していく方向性をどこかで示す必要があるという立場から、私はそういう提起、提言も含めて、反対の立場をとっていきたいと思っています。

○議長（江守 勲君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

ありませんか。

ないようですから、これで討論を終わります。

これから、議案第61号、永平寺町一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定についての件を採決します。

この採決は、起立によって行います。

本件を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（起立多数）

○議長（江守 勲君） 起立多数です。

したがって、本件については原案のとおり可決されました。

～日程第8 議案第62号 永平寺町附属機関設置条例の制定について～

○議長（江守 勲君） 日程第8、議案第62号、永平寺町附属機関設置条例の制定についての件を議題とします。

これより第3審議を行います。

自由討議、討論を行い、採決します。

議案第62号、永平寺町附属機関設置条例の制定について、自由討議の提案ありますか。

ないようですので、討論に入ります。

討論ありませんか。

討論なしと認めます。

これより、議案第62号、永平寺町附属機関設置条例の制定について採決します。

お諮りします。

本件は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（江守 勲君） 異議なしと認めます。

したがって、本件については原案のとおり可決されました。

～日程第9 議案第63号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について～

○議長（江守 勲君） 次に、日程第9、議案第63号、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についての件を議題とします。

これより第3審議を行います。

自由討議、討論を行い、採決します。

議案第63号、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について、自由討議の提案ありますか。

ないようですので、討論に入ります。

討論ありませんか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○議長（江守 勲君） 討論の提案があります。

討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

2番、上田君。

○2番（上田 誠君） 私は、反対の立場から討論させていただきます。

この条例は、先ほどの61号、それから前回の会計年度任用職員の制度のときも話しましたが、その内容を規定する条例であります。

これは、1条から11条立てになっています。特にフルタイムでの会計年度任用職員の特記であります。

1条は、その職員の定数ですが、この任用制度の職員は含まれない。ただ、緊急時、災害とかそういうときの緊急時のときにはその人数を認めるというものであります。

あと、2条、3条、それから4条、ずっと以下、いろんな形に関して、今回の新たな会計年度任用職員のそれぞれの条件、例えば育休を与えるとか、残業食を与えるとか、ボーナス、そういうものをきちっと支給するとか、また先ほどの61号みたいにそれぞれの給与体系をする。そういう面では、今まで行われてきた非常勤職員の処遇改善というものには私は一定、そういうものはきちっと整うというか、そういうものは認めていきたいと思いますが、認めるというよりは必要だったのを今回そういう形にしたということです。

その一方、非、今の任用職員と会計年度任用職員とそういう職種、それは先ほどの61号の給与改定もありましたが、同一労働同一賃金があるということで、その内容ですね。例えばこの任用制度の職務については、一般職の補助的な職務

という形での言葉しかうたっていないわけです。

例えば保育士であるとか、今出ました調理師であるとか、また専門職のところの方々の非常勤職員の方は、今現在も常勤職員と同じような職務体系をしています。その中で、今回は残業も認めますよ、いろんなことを認めますよという中から、一般職と同じような同一労働に近くなるにもかかわらず、その同一賃金のところが、先ほど61号でありましたように号給も含めて、また級も含めて一定の、一律の形。要は同一の労働をしながら賃金体系は抑えてという新たな職種を導入するという形から考えると、この63号については到底認められるものではない。

先ほど言いましたように、いろんな改善にはつながりますが、その一定職のそういうものをつくることに関して、これでは不都合があるというこから反対の立場をとらせていただきます。

○議長（江守 勲君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

8番、伊藤君。

○8番（伊藤博夫君） 私は、賛成の立場から討論させていただきます。

非正規公務員の任期は根拠が曖昧でありましたけれども、今回の法律の改正によりまして、法律では非正規公務員の任用根拠が明確になり、非公務員の大部分は会計年度任用職員として任期期間は1年とし、次年度の再任用は可能ということで、この法律が来年の4月1日から変わるわけでございますけれども、私は賛成でございます。

○議長（江守 勲君） ほかに討論ありませんか。

ないようですから、これで討論を終わります。

これから、議案第63号、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について採決します。

この採決は、起立によって行います。

本件を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（起立多数）

○議長（江守 勲君） 起立多数です。

したがって、本件については原案のとおり可決されました。

～日程第10 請願第1号 全国知事会の「米軍基地負担に関する提言」の実行を求める意見書提出に関する請願～

○議長（江守 勲君） 次に、日程第10、請願第1号、全国知事会の「米軍基地負担に関する提言」の実行を求める意見書提出に関する請願の件を議題とします。

本件は、去る平成31年3月19日、総務産業建設常任委員会に付託された議案であります。

皆様のお手元に配付のとおり、委員長より審査報告書が提出されております。

本報告書の朗読を省略し、委員長の報告を求めます。

3番、中村君。

○総務産業建設常任委員長（中村勘太郎君） それでは、総務産業建設常任委員会で諮りましたこの全国知事会の「米軍基地負担に関する提言」の実行を求める意見書提出に関する請願についての報告をさせていただきます。

この請願案件は、本年2月5日に受け付け、3月議会に提案、このときに全員協議会においては総務産業建設常任委員会へ付託との意見でございましたが、この案件は大変重い案件なので議員全員で慎重に審議したい旨、議長に伝え、全協で合意した経緯があります。

しかし、他の議員からは、委員会に付託しておかなければ審議ができなく、やむを得ず仮の形で総務産業建設常任委員会に置くことと、今後の取り扱いについては全協で勉強会を重ねることで議了しております。

しかし、同議員からは、総務産業建設常任委員会で仮にも付託された継続審議となっていることなので、総務産業建設常任委員会としてこの請願を審議しようという意見から、皆さんの各お手元にありますように、5月9日金曜日午後1時より5月の定例委員会を開催しております。審議した結果につきましては、採択1名、趣旨採択1名、不採択4名で、総務産業建設常任委員会のこの案件は不採択と採決審議となっております。

しかし、この結果については、6月議会にて全協では報告させていただきましたが、本会議の席では全体での審議不十分、勉強不足として、本会議では採決には至りませんでした。

その後、7月19日、9月11日、12月11日に勉強会を重ね、私は仮にも総務産業建設常任委員会の付託案件ですけれども、この請願案件は大変重く、軽々な審議にしたくない個人的な思いもあり、全議員のもと慎重にも丁寧な対話を重ねて進めていただきたく、今日に至っている次第でございます。

以上、委員長報告とさせていただきます。

○議長（江守 勲君） これより、委員長の報告に対して質疑を行います。

質疑ありませんか。

4番、金元君。

○4番（金元直栄君） 総務産建の常任委員長の中村議員が横にしながら質問ということで申しわけないと思っていますけど、全国知事会の決議というのは、皆さんご存じのように米軍基地負担に関する提言として、基地などの所在の有無にかかわらず広く理解し、都道府県の共通理解を深めることを目的として研究会を設置して、その結果として、一つは日米安全保障体制は国民の生命、財産や領土、領海等を守るために重要であるとした上で、これを基本とした上で5つの課題をまとめているところです。

現在の米軍基地をめぐるアメリカと日本の関係を見てみますと、大きく言って2つあると私は思っています。

一つは、日米地位協定に示されるように、米軍の基地の存在が米軍人等による事件、事故があっても、占領時代でもないのに日本の主権が及ばない現状が続いています。米軍基地のあるほかの国々では、米軍もその国の法に従う協定となっているものの、日本の場合は日本の法律が及ばない状況になっているところ。これを世界並みに日本の法が及ぶようにすること。つまり、日本の主権が及ぶようにすべきだというのが一つの趣旨です。

2つ目は、全国知事会の決議では、上記の状況を改善するために、1つは、米軍の訓練に当たってはそのルート、内容を事前に関係自治体に知らせること。2つ目には、日米地位協定を見直し、日本の法の及ぶようにすること。3つ目には、米軍人等による事件、事故に対し実効的な防止策を示すこと。4つ目は、施設ごとの必要性や使用状況を点検し、基地の整理を進めること。基地全部なくせって言っていることはないので、そのような内容をまとめ、とにかくごく当たり前の要求を知事会では議決したものです。

この内容を、やはり地方議会でも議決してはどうかということでしたが、率直にこういうごく当たり前の要求に対して委員会で、委員長は重い案件であるのでみんなで論議したいということを思い、それを提起し、重ねてきたということです。

ただ、結果的に委員会では不採択となったので、そういうごく当たり前の要求についてもどうなんだろうという質問をさせていただくところであります。

○議長（江守 勲君） 3番、中村君。

○総務産業建設常任委員長（中村勘太郎君） ただいまの金元議員からのこの請願、意見に対しての意見でございますけれども、まず、この中でいろいろ勉強させていただきました。

まず初めに、地位協定のことをございますけれども、地位協定とは国を守ってもらうボディガード、軍隊と、その国に住んでいる国民、その国に住んでいる守っていただく側の人、国民との権利区分を決めたもので、またその国で何をやってよいのか、逆に何をやっちゃだめなのか明記したものが地位協定というふう感じているところをございます。

また、それに伴い日米の地位協定、軍隊はアメリカ軍で、受け入れ国が日本で、日本に駐留するアメリカ軍の法的権限を決めた協定ということで、この協定は第1条から第28条までございまして、駐留するアメリカ軍人等が犯罪を犯したときの裁判権やアメリカ軍が日本の施設を利用するときの権限が含まれているということをございます。

また、これらの協定の運営でございますけれども、運営上の具体的な決め事は第25条で日米合同委員会で決めることとなっているところをございます。

この委員会とは、日本のエリート官僚数名とアメリカ軍人の幹部が月に2回のペースで、毎週木曜日午前11時から定例的に打ち合わせを行っているとお聞きしております。これは秘密会議ということで、アメリカ軍の法的権限を決める会議で、日本の法律が適用されない範囲を決める会議となっておるところをございます。

また、他国との比べでございますけれども、他国での地位協定、これどうなっているのかなということでも勉強させていただきました。

NATOとは北大西洋条約機構のことで、加盟国29カ国間でNATO軍事地位協定を締結しております。NATO地位協定では、ボディガード側を派遣国、ボディガードを頼んでいる国を受け入れ国と言っております。そういうとり方です。NATO地位協定の考え方は、最終的には五分五分の内容となっているということ。受け入れ側は、派遣国にお願いする立場で、派遣国が納得できる協定にしておく必要があるということです。

よって、日米地位協定は、公務内のアメリカ軍人、軍属に対して、アメリカに第1次裁判権がある現実であります。確かに悪いとはいえ、派遣先の法律で裁かれるのは避けたいということでしょうけれども、これはNATO地位協定でも同じで、第1次裁判権は派遣国になっているということをございます。

このような現状のもとで、これまでの勉強会資料にもございました中で、日本の身柄受け渡し要求に米国が好意的な考慮を払うとした1995年の日米合同委員会合意で運用改善が図られ、米軍のほかの同盟国と比べても一番有利だとしておるところをございます。

また、日米地位協定は締結以来一度も改定されていない現状だが、このような附則協定等により十分とは言えないが、運用改善が図られているということでございます。

よって、さまざまなこれまでの最悪な事案を再び繰り返さないためにも、また日本主権が及ぶようにするには、全国知事会「米軍基地負担に関する提言」等の改善要望の4項目も重要になっていると思われまます。大切だと思っております。

国の責任ある方々が進めている状況がある中で、町議会としてはこれを見守るのが望ましいと思う次第でございます。

よって、同僚議員におかれましては、これまでの慎重、丁寧な審議結果を踏まえ、妥当なご決議をお願いいたしたい次第でございます。

以上です。

○議長（江守 勲君） ほかありませんか。

2番、上田君。

○2番（上田 誠君） それではちょっとご確認をさせていただきます。

当初、6月の委員会でその提言について不採択という形をとったということです。

その中で、こういう意見はなかったのかお聞きしたいと思います。あくまでも米軍基地負担に関する提言を全国知事会が満場一致で採択しましたよ。その内容について、それぞれの自治体がそれについて賛同というんですか、それについてぜひそういうものを守ってほしい、今後はそういうものを進めてほしいということで意見書を各それぞれの自治体が提出しようということでもあります。

その内容については今るるご説明があったと思うんですが、その中で、この意見書の請願の中のところで、こういう受理を拒む、不採択は、この当該地方公共団体の権限外の事項だというふうに位置づけています。しかし、当然、それについては全国知事会が位置づけたものを、本議会がそれについてそうだねというような形、今ほど説明ありましたように、その内容についてはるる説明したとおりでありますが、そういうものについて、それは妥当だというふうな意見に至らなかった原因が、ここの1点だけのなのか、ほかにまだそういうふうなことがあるのかをちょっとお聞きしたいと思います。

それともう一つ、全国知事会で採択されたものを他市町、それからそれぞれの県も含めて、そういうものを採択を確認するということありましたが、そこらあたりの採択がわかればお知らせいただきたいと思えます。

○議長（江守 勲君） 3番、中村君。

○総務産業建設常任委員長（中村勘太郎君） ただいまの上田議員の5月9日に開催した委員会の付託案件の報告があります。これを6月10日に諮りまして報告させていただいた件でございますけれども、この中において、文中の件について以外に、このようなことでの妥当な決議をさせていただいた経緯についてでございますけれども、これは私思うには、全国知事会が一同に賛同し、全員一致でこの議案を請願して意見を述べている現状を鑑みますと、私たち地方議員が、議会が、それに加えてそれを提出、呼びかけるというようなことは大変失礼なことだと。要するに我々の組織以上の、県を代表する知事さん方々がそういった意見を一つにして意見を全国的に国民に発信しているということでの、その気持ちを非常に尊重したいということでの考えでございます。

それからもう1点は、この請願に賛同している都道府県、今、手元には詳しい何々県、何々県というようなことはございますけど、ざっくばらんにやはり大変こういう請願でございますから、福井県にはございませんけれども、米軍基地等々を抱えている都道府県のその市議会、またはそういったところがそういう請願ということで採決をされているというように私は目を通しております。

○議長（江守 勲君） ほかありませんか。

ないようですから、これで質疑を終わります。

自由討議の提案ありますか。

ないようですから、討論に入ります。

討論ありませんか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○議長（江守 勲君） 討論があります。

討論に入ります。

まず、原案に賛成者の発言を許します。

1番、松川君。

○1番（松川正樹君） ただいまの全国知事会の「米軍基地に関する提言」の実行を求める意見書提出に賛成をします。

提言事項は4点ありますが、これらを熟読、熟考しました。いずれも腑に落ちるものばかりでありました。

例えば1番目の提言事項は、米軍機による低空飛行訓練等について、騒音測定器をふやすことや訓練ルートや訓練が行われる時期について事前情報提供等を行

うことを求めています。ごくごく自然で当たり前の、しかも真つ当な要求、要望であります。

騒音測定器をふやしてほしいと言っているだけで、米軍の低空飛行訓練を直ちに中止しろという言い方ではありません。何ともささやかで、けなげなお願いでありましょう。もともと訓練ルートにしても事前情報としてはないこと自体が理不尽過ぎると言わざるを得ない。せめて訓練ルートや訓練の時期の事前情報についてくらい教えてほしいという沖縄県民の切実な願いをかなえていただきたい。人間としての叫びであります。人間としての当然の訴えであります。

私たち永平寺町町民も沖縄県民の切なる願いに寄り添いたいと思っております。

2番目の主な主張は、日米地位協定を抜本的に見直し、日本の国内法を原則として米軍にも適用させることを求め、事件、事故等の日本の自治体職員の立ち入りの保障を明記させるとしています。

一日本人として、こんな最小限の要求をいまだにせざるを得ないことに悔しさや憤りすら感じざるを得ません。江戸時代でもあるまいし、1853年のペリー来航から160年以上もたっているのに、日本は相変わらずノーと言えない国のままになっている。ペリー来航から5年後、あの当時の日本の話までさかのぼらざるを得ません。あの当時、幕府の内部も孝明天皇もアメリカとの条約締結は反対であったにもかかわらず、時の大老、井伊直弼が1858年、日米修好通商条約に調印をしてしまったのであります。が、この条約、中身はお粗末きわまりないものであります。修好とは名ばかりであります。

皆さんもご存じのように、関税自主権を放棄し、治外法権を認めるなど、日本にとって不平等条約以外の何物でもなかったのであります。この不平等条約を幕府は、事もあるうにアメリカに引き続き、オランダ、ロシア、イギリス、フランスとも同様の条約を結んでしまいました。その結果、日本の経済は大混乱に陥りました。庶民の生活を脅かすのは、どの時代もトップの判断の甘さであります。あのときもノーと言えなかったのであります。

戦後、1960年に日米地位協定が締結されてから、日本政府は改定を提起したことがありません。この地位協定も著しく不平等なものになっているのにもかかわらずであります。

ペリー来航及び日米修好通商条約から160年以上がたつ現在でも、同じように不平等条約が続いていると言わざるを得ない。いまだに治外法権を認めている

のに等しい日本が続いているのであります。

この状況を打破するのに、私は保守も革新もないと思っております。日本人が一丸となって日本を立て直さなきゃいけないと思っております。

以上、意見書提出の賛成の理由とさせていただきます。

どうか良識あるご判断を心からお願い申し上げます。

○議長（江守 勲君） 次に、原案に反対者の発言を許します。

12番、酒井秀和君。

○12番（酒井秀和君） 私は、この請願に対して反対の立場から意見をさせていただきます。

松川議員が冒頭おっしゃった本請願に対する内容に関しては、私もこの意見書の内容と同様で異論はございません。

ただ、本請願は、交付金によって財政が潤沢な自治体もありまして温度差を感じるという部分があります。

また、国は米軍基地の問題について、改善に向けた行動を慎重に行っているところであり、町村の権限、議会の権限に属する案件ではないというふうに思います。

さらに、本請願は行政機関である知事会から提言されたものです。議会としましては、知事会追認ではなく、二元代表制として議長会の意見を国に提言することが本筋ではないかと思っております。

以上のことから、本請願には反対の立場の意見とします。

○議長（江守 勲君） ほかに討論ありませんか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○議長（江守 勲君） それでは、原案に賛成者の発言を許します。

2番、上田君。

○2番（上田 誠君） 私は、賛成の立場から発言をしたいと思えます。

先ほど委員長に質問をいたしました。全国知事会でそれぞれ全会一致で採択したものに対して、その呼びかけに対していろんなことを言うのは失礼であるというふうにおっしゃっていましたが、私は、その全国知事会で、要は基地を持つ県と持たない県も同じようにそういうものを、同じ国民として言う立場から、それを応援する。要は失礼になるという形じゃなくて、応援をするという立場から、全国知事会の提言に対して拍手を送る。そういう形でのあらわれとして、今回の意見書を提出するというものと考えております。

また、先ほど都道府県のところで、当然、基地を持っている県、特に沖縄ですが、そこらあたりの実情、そういうものを鑑みながらこの提言されたわけですが、やはり基地を抱えている県のみならず、同じ国民として、その痛みを共有しながら、そういうものを応援していく。また、そういうものは不条理なものは不条理だということをやはりきちっと発言するということから大事だと思っています。

また、基地のない例えば当県でそういう事件もしくは事故等が起こった場合は、同じような立場に立つ。そういう立場から、今現在、福井県ではそういうものはないということが前提的にあるのかどうかわかりませんが、私はそういうものがやはり同じ立場から考えるとあり得るということから考えると、同じように当永平寺町でもその内容について一つの定義をしていくということは重大な地方自治の一つの意思のあらわれだということから、今回の権限外という事項に当たらないというふうに思って、賛成の立場をとらせていただきます。

○議長（江守 勲君） 次に、原案に反対者の発言を許します。

10番、川崎君。

○10番（川崎直文君） 請願第1号の全国知事会の「米軍基地負担に関する提言」の実行を求める意見書提出の請願について、反対の立場から意見を申し上げます。

米軍基地負担に関する提言、この請願の趣旨は、日米地位協定は一度も改定されておらず、国内法の適用や自治体の基地立入権がないなど、対米従属的關係を見直すことを要望するとあります。

日米地位協定は、これまで一度も改定はされておりませんが、これまで先ほど委員長報告の中にもありましたように運用改善が図られております。日本の身柄引き渡し要請に米国が好意的な考慮を払うとして、日米合同委員会会合で運用改善がこれまで図られております。

政府見解として、米軍基地の負担の軽減と日米地位協定の見直しについては、特に沖縄県については今なお大きな基地負担を背負っております。政府も基地負担軽減のためにできることは行うとの方針のもと取り組んでいるとのことであります。

この全国知事会の4つの項目について、一層積極的に取り組むということを提言しております米軍基地負担に関する提言も踏まえて、基地負担軽減に国が進めている状況であり、あえて永平寺町議会として全国知事会と同一の意見書を提出することは必要ないと考えます。

町議会としましては、この全国知事会の米軍基地負担に関する提言を踏まえて

の基地負担軽減を今後とも継続して見守っていくことが大切であるということをつけ加えまして、反対討論とさせていただきます。

○議長（江守 勲君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

4番、金元君。

○4番（金元直栄君） 皆さん、反対される人は地方議会から国に対して意見書を上げる必要はない。国の権限だというんですが、地方議会には国に対して意見具申するそういう大きな仕事があります。それを行使しないというのは非常に寂しい限りです。

それに、いろんな米軍の問題については、先ほど私、質問の中でも言いましたけれども、いわゆる日米地位協定は1960年に制定されて以降、一度も改定されたことはありません。運用改善といいますけれども、凶悪犯罪、殺人以外はほとんど身柄引き渡しは現実的に行われていない。ましてや、軍機の事故などについては日本はもう立入権さえ認められない。それは基地以外での事故に対しても、沖縄であったオスプレイの不時着やと言っている事故にしても、牧草地への墜落にしても一つも立入権は認められていない。そういう実態が現実としてあります。

日本の国の憲法では、国民は国が守るという精神が貫かれていますけれども、米軍による事件、事故についていうと、結果的に日米合同委員会がその成否を決めると、調査権を決めるというんですが、逆に言いますと、日本の国民を守るという国の憲法も超えた内容の決議を平気でやっているのが日米合同委員会です。こういうところに任せているのがおかしいんです。

現実的に沖縄県が各国の地位協定の調査というのをまとめていますけれども、この中にあるように、先ほど言いましたように、いわゆる基地とかそういう事件、事故に対して、国内法の適用でいうと、日本、ドイツ、イタリア、ベルギー、イギリスの例などが示されていますけれども、日本は国内法は原則不適用です。幾ら運用の見直しによっても、小さな事故については調査権すらありません。ドイツやイタリアは、日本と同じように戦後、いわゆる占領されたというんですか、敗北を認めた国でありますけれども、そこでも立入権が明記されていますし、国内法でも原則適用ということになっています。

こんなことを考え、訓練でもそうです。日本は非常に従属的な内容になっている。これらを改善しようという当たり前の内容を、どうしてもやっぱり日本として貫き通すように求めるのは、やはり地方自治体の議会の大きな意見を出す機会ではないかと思っています。

ですから、私はこの請願に賛成ですし、意見書を出して、ぜひ国に対してもそういう姿勢を正すように求めていきたいと思っています。

○議長（江守 勲君） 次に、原案に反対者の発言を許します。

11番、酒井和美君。

○11番（酒井和美君） 反対の立場から意見を言わせていただきます。

当請願は、全国知事会が国に提出した米軍基地負担に関する提言についての実行を求めるものですが、請願者は安保破棄福井県実行委員会であり、全国知事会が全国市町村に求めるものではありません。永平寺町議会が安保破棄実行委員会を応援するかどうかについて考えられるべきところであると思います。

提言は、昨年7月に国に提出されており、正しく受理されているものです。全国知事会では、同年8月14日には外務省、防衛省に対し要請活動を行い、在日米国大使館においても提言内容についての意見交換会を行っています。

また、日米地位協定改定については、15都道府県知事から成る渉外知事会がこれからも交渉を行い、段階を追って成果を上げているところでもあると伺っております。

全国知事会における米軍基地負担に関する研究会は、平成28年11月から6回開催され、昨年7月に提言がまとめられました。提言が求めるところの訓練ルートや訓練の時期についての速やかな事前情報提供や基地の整理、縮小、返還については、米軍の安全保障に係る軍事行動においても大きく制限を設けるものであり、その時々国際情勢によって、その実現については判断が左右されるところであると思われませんが、全国知事会が安全保障の専門家である大学教授の講義を受けた平成29年2月の時点から今日に至るまでも、国際情勢は日々刻一刻と大きく変化しており、中国の北極政策白書、南シナ海の暗礁埋立軍事基地の完成、中国の空母、軍艦の沖縄宮古島海域の通航、航行問題、香港での大規模デモ、北朝鮮については飛来物発射問題、核保有問題など、米軍基地負担に関する提言について、現時点において実行を求めるか否かの判断については、これらの現在の国際情勢を議会が深く学習し、よく踏まえた上でなされなければなりません。

しかし、ことし、フランスのマクロン大統領は、国際会議において世界は戦争寸前とも言える危機状態であると発言したこともあり、現在の段階はいよいよ外交、軍事、安全保障の専門家の判断に委ねられるべき時期に来ており、専門的学習準備のない町村議会の判断能力の及ぶところではありません。

また、提言の内容に見られる沖縄の現状や改善すべき課題の5項目めとしても、

返還後の跡地利用に伴う経済効果は基地経済を大きく上回るものとなっており、経済効果の面からもさらなる基地の返還等が求められているという点については、沖縄はこの2年間の連続で地価上昇率全国1位という好景気を見ており、基地返還の必要性がさらなる高まりを見せており、永平寺町議会として提言の実行を殊さら求める必要はないものと考えます。

戦後、日本の国家主権が認められたのは、エドウィン・ライシャワー駐日大使のような日本の文化力を高く評価する親日家の外交家の存在があったためと言われております。安保闘争後の日米の関係改善、沖縄返還に尽力されたライシャワ―大使は、一方で平安時代の天台宗の僧侶である慈覚大師の研究をされていた人でもありました。この研究から、日本人を高く評価するようになったとのことです。

現在の日本では、自国文化の認識が低下し、文化事業への予算も削減され、文化そのものが失われつつある世の中です。しかし、このような文化こそが国を守る力となっていたことを、今再び認識されるべきときではないでしょうか。

当請願の採択、不採択について論じられるということよりも、今、地方議会において考えられるべきことは、文化、行政の充実であると考えます。

以上をもって、反対討論とさせていただきます。

○議長（江守 勲君） ほかに討論はありませんか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○議長（江守 勲君） 7番、奥野君。

○7番（奥野正司君） 委員会審議結果は不採択と報告されており、委員会審議を尊重したいと私は考えます。

我が国の置かれた状況を鑑みると、今、海におきましては東シナ海では我が国の南西諸島への今や日常化した排他的経済水域や領海内への中国公船の侵入、空においては中国とロシアの軍用機による日本の航空管制域に沿ったアベック飛行による示威行動、デモンストレーションも拡大を続ける状況にあります。

日本の国民が何の理由もなく日常生活の中で拉致されました事件も発生から50年、60年たちますが、忘れ去られた同胞の帰国はごく一部を除き、いまだに実現していません。親や兄弟たちは高齢化し、亡くなる方が相次ぐ中、核兵器やミサイル開発の手を緩めることなく、その緊張関係を創出することによる自国の要求を通すため、危機外交はとどまるところを知らず、まことに極大化している状況にあります。

こうした日本の置かれた国際情勢の中で、日本の国内状況を注視しています諸外国に対して、今こうした提言書を提出することは、国内情勢につきまして誤ったメッセージを与える可能性があります。

そうした意味におきましても私は委員会審議を尊重し、本提言書を提出することに反対いたします。

以上です。

○議長（江守 勲君） ほかに討論ありませんか。

ないようですから、これで討論を終わります。

これより、請願第1号 全国知事会の「米軍基地負担に関する提言」の実行を求める意見書提出に関する請願を採決します。

この採決は、起立によって行います。

この請願に対する委員長報告は不採択です。

請願第1号、全国知事会の「米軍基地負担に関する提言」の実行を求める意見書提出に関する請願を採択することに賛成の方は起立願います。

（起立少数）

○議長（江守 勲君） 起立少数です。

よって、請願第1号、全国知事会の「米軍基地負担に関する提言」の実行を求める意見書提出に関する請願は不採択とすること決定しました。

～日程第11 閉会中の継続調査の申出～

○議長（江守 勲君） 次に、日程第11、閉会中の継続調査についての件を議題とします。

総務産業建設常任委員会、教育民生常任委員会、議会運営委員会、予算決算常任委員会、行財政改革特別委員会、議会改革特別委員会、議会広報特別委員会の各委員長から、目下、各委員会において調査中の事件につき、会議規則第75条の規定により、お手元に配付しました申出書のとおり、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。

各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査に付すことにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（江守 勲君） 異議なしと認めます。

よって、本件は各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査に付すこと

に決定しました。

暫時休憩します。

(午前 11 時 03 分 休憩)

(午前 11 時 04 分 再開)

○議長（江守 勲君） 休憩前に引き続き再開します。

以上をもちまして本定例会に付議されました案件は全て議了しました。

これで本日の会議を閉じます。

議員各位には、去る 12 月 2 日開会以来 17 日間にわたり、その間、提案されました幾多の重要案件を終始極めて熱心にご審議いただき、本日ここに全日程を終了できましたことを心から深く感謝を申し上げます。今後とも、議会運営につきましても、皆様方の格段のご協力をお願い申し上げる次第であります。

なお、理事者におかれましては、会期中、その都度指摘されました諸点について、十分留意、尊重されるとともに、執行に当たっては真に町民の福祉の向上のため万全を期されるように特にお願いを申し上げます。

いよいよ厳寒に向かいますが、皆様方にはくれぐれもご自愛くださいませ、無事越年され、ご多幸な新年を迎えられますようお祈りをいたしまして、令和元年第 4 回永平寺町議会定例会を閉会します。

町長より閉会の挨拶を受けます。

河合町長。

○町長（河合永充君） 閉会に当たり、一言ご挨拶申し上げます。

議員の皆様におかれましては、12 月 2 日の開会から本日まで、本定例会にご提案申し上げました令和元年度補正予算を初めとする重要案件について、慎重にご審議いただき、ご決議を賜り、まことにありがとうございました。

さて、12 月 5 日、政府は 26 兆円の経済対策を決定しました。大規模災害からの復旧・復興を加速し、国土強靱化の推進を図ることや、中小企業の支援、IT 教育の普及対策など、東京オリンピック以降も見据え、今年度補正予算と来年度当初予算を組み合わせた 15 カ月予算を編成しました。

永平寺町におきましても、経済対策の詳細を検討し、内容を見きわめながら事業に取り組んでまいりたいと思います。

次に、12 月 11 日に全国郵便局局長会役員及び郵便局における地方創生担当役員約 30 名が研修に来町されました。地方公共団体と生活インフラの一部とな

る郵便局が手を組んで、課題解決への取り組みや、既に行っている連携が先進的であると認められ、当町が研修地に選ばれました。

今や民間企業におきまして、利益のみを追求するのではなく、地域に根差した企業活動を通じ、経済社会の発展に貢献するなど、地域との共生が進められていると考えております。

また、今月16日には、昨年整備しました参道沿いに永平寺郵便局が移転され、開業いたしました。建物は参道の景観を損なわないよう木造建築で瓦を使用したつくりとなっており、温かみを感じることができます。また、一部の行政サービスも利用できることから、観光客や町民まで幅広い利用が期待できるものとなっております。

次に、ことしもエバ漁によるアラレガコの生息調査が開始されました。アラレガコが生息する天然記念物エリアの保全と減少するアラレガコの個体調査、また甘露煮や空揚げなどの食文化の継承なども調査の一環として行われております。

次に、昨日、吉田郡広告美術業組合様より、「BABY IN CAR」マグネットステッカーを贈呈していただきました。小さな子どもを乗せていることを周りの車に知ってもらうことで、安心して運転できる狙いがあります。

次に、防災の取り組みについて、今年度の取り組みを述べさせていただきます。

災害に強いまちづくりを推進するため、今年度は自主防災組織の地区リーダーを対象に避難所の開設や運営についての防災研修を3カ所で実施し、140名の参加をいただきました。この研修会は、町と福井大学、災害看護専門看護師が連携し、避難所運営ゲームを活用しながら、避難所で起き得る状況についての理解や適切な対応を身につけるとともに、それぞれの地域の課題を一緒に話し合うことにより、参加者の防災意識や防災知識の向上が図られました。

結びに、当初予算編成に当たりましては、議会一般質問や議会事務事業評価のご意見を尊重するとともに、新規事業、継続事業にかかわらず、事業の必要性や費用対効果などを見きわめ、効率的でより効果的な予算編成、一層の行財政改革も進めてまいります。

ますます寒さの厳しい季節を迎えます。議員各位におかれましては、どうかご自愛の上、ご家族とともども、よりよき新年を迎えられますとともに、来年が永平寺町民にとりましてよりよき年となりますようご祈念申し上げまして、閉会に当たりましてのご挨拶とさせていただきます。

ことし1年、どうもありがとうございました。

(午前11時10分 閉会)

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

永平寺町議会議長

永平寺町議会議員

永平寺町議会議員